開　発　行　為　手　続　の　流　れ

宅　地　開　発

開発許可対象

開発許可適用除外

第３条　（手続条例。以下同じ）
〇公共施設の管理者との協議
（道路，公園，下水道，消防水利等）
〇公益的施設の管理者との協議
（ごみ収集場，交通安全施設，駐車施設等）
〇市長が定めるものとの協議
（水道，文化財，農地等）

第４条
（添付書類）
〇左記協議に係る経過書
〇左記管理者の同意の有無を示す書類
〇設計図書

計　画　協　議　願

第５条
〇計画公開板の設置
〇隣接土地所有者等への説明
（市街化調整区域内における
500 ㎡以下の開発は原則不要）

報告

関係各課との意見調整
宅地開発調整会議
（0.6ha 以上の宅地開発）

第６条
計　画　協　議　済　書

第７条
協　　定　　願
（市街化調整区域内における
500 ㎡以下の開発は原則不要）

第７条　関係各課との意見調整
協　定　締　結

農地転用許可申請

許　可　申　請

完了公告以前の建築承認申請

開発審査会

諮問・答申

農地転用許可

許　可

完了公告以前の建築承認

着手届

完了届

完了検査

検査済証

完了公告

確　認　申　請